

入札参加業者各位

習志野市企業局

「工事積算内訳書」の提出について

習志野市では、平成24年度から、最低制限価格制度のより適正な運用を図るため、建設工事の一般競争入札において、最低価格入札者（落札候補者）に「工事積算内訳書」の提出を求めることといたしました。

習志野市企業局の発注する建設工事においても市の取扱いに準じて提出を求めることといたしました。

平成25年5月以降に公告する案件より、落札候補者は、事後審査での資格審査の書類として、「工事積算内訳書」を他の書類とあわせて、開札日の翌日（閉庁日を除く。）までに提出してください。

工事積算内訳書は、金抜き設計書の様式を基に、各項目に対応する積算金額を記入したものとします。同内容であれば、独自の様式でも構いません。